

令和 3 年 5 月 18 日（火曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和3年5月18日（火曜日）

出席議員（15名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	藤 田 洋 一 君
9 番	山 岸 三 男 君	10 番	柳 田 政 喜 君
11 番	前 原 吉 宏 君	13 番	福 田 淑 子 君
14 番	千 葉 一 男 君	15 番	我 妻 薫 君
16 番	大 橋 昭太郎 君		

欠席議員（1名）

12 番	櫻 井 功 紀 君
------	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
教 育 長	大 友 義 孝 君
総 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君
企 画 財 政 課 長	佐 野 仁 君
企画財政課課長補佐	高 橋 憲 彦 君
健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	菊 地 知代子 君
新型コロナウイルス感染症対策室主事	菅 山 優 太 君
建 設 課 長	花 山 智 明 君
建設課課長補佐	伊 藤 雅 典 君
上 下 水 道 課 長	櫻 井 純一郎 君

上 下 水 道 課 主 事	佐々木 駿 太 君
徴 収 対 策 課 長	遠 藤 孝 光 君
徴収対策課課長補佐	芦 田 竜 司 君
教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	今 野 正 祐 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君
議 会 事 務 局 主 事	高 橋 秀 彰 君

議事日程

令和3年5月18日（火曜日） 午後2時26分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 報告事項

新型コロナウイルス感染症対策について

第4 説明及び意見を求める事項

- 1) 第2期美里町教育振興基本計画について
- 2) 新中学校整備等事業について
- 3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村計画について
- 4) 権利の放棄について
- 5) 訴訟上の和解について

第5 その他

第6 閉 会

午後２時２６分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 皆様、こんにちは。全員協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

若干時間前ですけど始めさせていただきたいと思います。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は５件です。どうぞスムーズに全員協議会が進められるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の全員協議会、櫻井功紀議員から病気療養により欠席するとの申出がありました。

ただいまから会議を開きます。なお、傍聴の申出がありますので、これを許可しております。

なお、説明及び意見を求める事項の４）権利の放棄について及び５）訴訟上の和解については、個人情報の関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋昭太郎君） 御異議なしと認めます。よって、４番目の権利の放棄についてと５番目の訴訟上の和解については非公開で行うことといたします。

また、個人の資料については、そのときに配付しますが、案件が終わり次第、回収をさせていただきます。特に個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようにお願いいたします。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、５月１０日から開始しております６５歳以上の高齢者を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種については、昨日まで６６５人の高齢者に対して第１回目の接種を終了しております。また、５月１２日から再開した接種の予約受付については、初日１２日の午前中に電話申込みが過度に集中するなど混乱が生じましたが、その後は収束し、現在は順調に受付を行っているところでございます。

６５歳以上の高齢者を対象とする新型コロナウイルスのワクチンの接種状況と予約の受付状況について、私の挨拶が終了した後、本日お願いしております議題に入ります前に新型コロナウイルス感染症対策室から御報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、事前をお願いしておりました議題の５点につ

いて御説明させていただきます。

1点目は、第2期美里町教育振興基本計画について、2点目は、新中学校整備事業について、3点目は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村計画について、4点目は、権利の放棄について、5点目は訴訟上の和解についてであります。

初めに、1点目の第2期美里町教育振興基本計画について御説明申し上げます。

令和3年4月に開催された教育委員会臨時会において、第2期美里町教育振興基本計画が策定されました。また、同日開催した総合教育会議においてその内容を確認し、第2期美里町教育振興基本計画をもって教育大綱とすることといたしました。

本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細については後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

次に、新中学校整備等事業について御説明申し上げます。

新中学校整備等事業については、令和7年4月開校を目指し準備を進めているところであります。本日は、4月30日に公表しております実施方針修正案及び要求水準書（案）第2版について及びPFI事業の今後のスケジュール等について御説明申し上げるものであります。

詳細については後ほど建設課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村計画、美里町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、町内の南郷地域が新たにその対象地域に指定されました。町といたしましては、特別措置法に基づく支援を可能な限り有効に活用することから、南郷地域における地域資源の発掘と活用による地域活力の向上、それらによる持続可能な地域社会の構築に取り組んでまいりたいと考えてございます。つきましては、将来にわたって持続的に発展する南郷地域の将来ビジョンを描き、その実現に向けた具体的な戦略をまとめるために、美里町過疎地域持続的発展計画を策定することといたしました。

本日はこの美里町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明申し上げるものであります。詳細については後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、4点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

6月会議において権利を放棄することについて提案することとしておりますが、債権の消滅時効が完成し、かつ債務者の実態から納付が見込まれないことから、水道料金の未収金の回収が不能であると判断し、権利を放棄するものであります。本日はその内容について御説明申し

上げるものであります。

詳細については、後ほど上下水道課長から御説明申し上げます。

次に、5点目の訴訟上の和解について御説明申し上げます。

学校給食及び町営住宅家賃の支払請求に関する訴えの提起に係る和解であります。本件については、令和3年4月13日に古川簡易裁判所で第1回口頭弁論が行われ、被告から生活状況が苦しいため分割納付を希望する旨の弁論がありました。裁判官から和解を進められ、司法委員立会いの下、協議を行いました。当町といたしましては、被告の生活実態を勘案すると、分割納付が相当と判断され、かつ訴訟の目的である債務名義が取得できることから和解したいと考えております。和解するには地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決が必要であることから、6月会議に提案する予定としております。

本日はその内容について御説明申し上げるものであります。

詳細については後ほど徴収対策課長から御説明申し上げます。

議員の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、説明及び意見を求める事項に入る前に、新型コロナウイルス感染症対策についての報告があるとのことなのでお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） お世話さまでございます。

それでは、報告事項の説明員を御紹介いたします。健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長菊地でございます。

感染症対策室主事の菅山でございます。

それでは、菊地室長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 新型コロナウイルス感染症対策室長。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対策についてということで、まず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業の経過について御報告申し上げます。

高齢者向け優先接種につきましては、令和3年4月16日に65歳以上の高齢者8,945人に対しまして、ワクチン接種の際に使用します予診票及び予約方法などのお知らせを郵送いたしました。

予約受付につきましては、第1回目として5月10日から5月22日までに接種を希望するの方の予約受付を行いました。実施日につきましては、令和3年4月21日9時から電話及びインターネットで受付を行いました。同日の午後4時頃には1,090人分の予約がいっぱいになりました。

たので一旦予約を終了いたしました。

第2回目といたしまして、5月24日以降に接種を希望する方の分の予約受付を行いました。実施日につきましては、令和3年5月12日9時から開始をいたしまして現在も継続して受付をしている状況でございます。

5月14日までの予約状況について御報告申し上げます。予約者実数につきましては6,392人、延べの接種回数分といたしましては1万2,354回分でございます。

予約率、4月16日に通知をしました8,945人に対しましての予約率といたしましては、71.5%でございます。

ワクチンの接種状況について御報告申し上げます。高齢者施設に入所されている美里町に住所を有する方につきましては4月26日から開始をしてございまして、5月15日までの実施分につきましては126人に対して実施しております。

在宅高齢者の方々の実施分につきましては5月10日から開始をいたしておりまして、5月15日までの間に現在、550人分実施をしている状況でございます。

当初、開始から3か月をめぐり高齢者向け優先接種について実施を見込んでおりましたところ、国、県のほうから高齢者の7月末までに優先接種の前倒しをするようにという通知とともに電話連絡での強い要請がございました。そこで、現在、町では民間の医療機関にこれ以上の接種の部分がなかなか追加をお願いすることが難しいということを判断しましたことから、集団接種会場の実施をしていただいております町立南郷病院で接種者数を増やせないかと内部で検討している状況でございます。

また、県のほうからは、希望する市町村へ接種従事者の派遣等も考えているというような連絡も入りましたことから実施の方向で検討を進めていると、実施計画を策定しているという状況でございます。

続きまして、2ページ目につきましては、前回以降からの新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について一覧としてまとめましたので御覧いただきます。

4月22日発表の美里町39例目から4月23日発表の61例目までは美里町にあります高齢者施設の関係者でございます。日曜日に発表になりました62例目、63例目につきましては、涌谷町の事業所関係者というところになってございます。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきましたが、何か質問等ありませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） お疲れさまでございます。予約状況のほうで1つ確認したいんですけれども、現在、予約率が71.5%、今後、継続して受け付けるということでございますが、受けたくない方、受けられない方、いろいろおられると思います。最終的にそういう方の意思確認というのはどのような形で取るのかというのは考えていますか。

○議長（大橋昭太郎君） 対策室長。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） ある程度、経過いたしました後になるかと思いますが、未接種者、予約をされていない方々について予約忘れがないかのお知らせとか、また独り暮らし高齢者や高齢者世帯の方々につきましては、その辺の確認というか、内容もなかなか把握できない方もいらっしゃるかと思いますので、長寿支援課や健康福祉課、保健師等の協力ももらいながら訪問等で確認できればと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 既に集団接種、実施されています。その状況をちょっと私、想像できないのでその状況、例えば1人の接種、1日何人接種して、あと待ち時間だとか、どの程度の待ち時間あるのかという、その辺の部分と今やっている部分ね。その後に私の予約したのは8月3日なんですね。うちの母親もその時間帯なんで、8月の真夏のまた恐らく40度とか38度になる状況の中で行列つくって待つような状況になったときに、いわゆる2次的な熱中症とか、そういうことが起きる可能性もあるだろうと私、今想像しているんですけども、その辺の対応とか対策はいかが考えているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 対策室長。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 現在のところ、始まったばかりですので第1回目の接種者の方々へ御案内をしているところでございまして、1日約90人の予約枠で集団接種を進めてございます。

お一人の方が受付から接種後の経過観察後、御帰宅するまでに、30分の経過観察じゃない方、アレルギー等、既往がない方につきましては15分の健康観察になるんですが、その場合ですと、約30分程度でお帰りいただいているという状況でございます。

それから、暑い時期の実施につきましては、空調等の設備、換気もしながらというところではございますが、空調やサーキュレーターとか、空気を回しながらとか、そういった配慮もしながら実施を進めるところでございます。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 1日90人という人数制限でやるということは、想像するにはそんなに時

間はかからないということですのでよろしいんですかね、1人のかかる時間が。待ち時間もそんなに多くの待ち時間はないということですのでよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 対策室長。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 30分刻みでとか受付をしているところでございますので、先ほど申しましたように、お一人、約30分で終わるということは循環していく形なのでそれほど混み合わない。ただ、2回目の方々が入る、4週目に入った時点につきましては倍の方々の接種というふうに実施計画としてはなっております。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 1点だけ確認させていただきます。全国のいろいろな報道の中で、やはり予約された方が本人の御都合により、またはキャンセルなどをする方もいるかと思われませんが、今までそういうことはなかったのかどうか。もしあった場合に、そのワクチンの残りについてはどのような方法を取るのか、その2点についてお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 菅山主事。

○新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） 当日等、キャンセルがあった場合のワクチンの対応につきましては、まず、事前に、接種日より以前にキャンセルの御連絡をいただいた場合につきましては、例えば月の後半ですとか、翌月に予約が入っている方などに御連絡をいたしまして日程の前倒しをお願いなどして、キャンセルが出た際にワクチンが無駄にならないように執り行っております。また、当日キャンセルにつきましても同様に行っておりまして、どうしても都合がつかない場合につきましては、2回目の接種を待っている医療従事者であったりですとか、また個別の医療機関につきましては連絡のつきやすい方、病院スタッフの御家族の方で美里町内の65歳以上の方ですとか、いずれにしても、ワクチンが最大限無駄にならないように対応できる連絡体制を取って実施しております。（「いいです」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 菅山主事。

○新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） 現在までキャンセルは、今ちょっと正確な数は把握しておりませんが毎日のように発生しておりまして、本日も当日キャンセルが1件ございまして、代わりの方を病院にぎりぎりですが行っただいて接種していただいたという状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 個別接種もしているわけですが、その場合、ワクチン、南郷病院から配布をされていると思うんですが、その町内の各医療機関で接種しているわけですが

も、その分配の方法というのはどういうふうにしているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅山主事。

○新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） ワクチンの分配方法につきましては、現在、南郷病院が基本型接種施設でディープフリーザーが配置されておりまして、そこから私も対策室のほうで各医療機関の予約の入り状況を見まして、1日に必要なワクチン数を計算いたしまして、週に2回、月曜日と木曜日に各病院に配送を行っているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹委員。

○5番（平吹俊雄君） そうしますと、町のほうからAの病院は、Bの病院はと決めているわけじゃなくて、A、Bそれぞれの病院の受付状況、接種日に合わせて配送しているということですか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅山主事。

○新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） はい、そのとおりでございます。（「はい、了解」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、この件に関しましては終わらせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後2時51分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

説明及び意見を求める事項、1）第2期美里町教育振興基本計画についてに入ります。

それでは、総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 第2期美里町教育振興基本計画について、こちらの説明員を御紹介いたします。教育総務課課長の佐藤でございます。

それでは、佐藤のほうから説明をいたします。

○教育長（大友義孝君） 議員の皆様、大変お疲れさまでございます。教育委員会から説明をさせていただきますと思います。

第2期美里町教育振興基本計画についての説明でございます。平成30年11月に策定いたしました美里町教育振興基本計画、一番最初の基本計画でございますが、令和2年度で終了したために第2次美里町総合計画・美里町総合戦略を踏まえさせていただきまして、令和3年4月に

教育基本法第17条第2項の規定に基づき第2期となります美里町教育振興基本計画を教育委員会が策定いたしました。

また、教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱につきましては、総合教育会議で協議、調整し、第2期美里町教育振興基本計画をもって美里町教育大綱とすることとさせていただきます。

本日はその内容につきまして御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。資料につきましては全員協議会資料というものの、1枚物とあとは第2期美里町教育振興基本計画の本文、あとは参考資料ということで①から⑤までということちょっと小さくて大変恐縮なのですが、A3判のもので、これを使って御説明をさせていただきます。

まず、一番初めの資料に基づいてでございます。概要につきましてはただいま教育長が申し上げたとおりというところでございます。

経過につきましては、令和3年2月15日に総合教育会議を開催していただきまして、教育大綱の策定について協議、調整をしていただきまして、第2期美里町教育振興基本計画をもって教育大綱とするということを確認していただいております。

令和3年2月26日に美里町教育委員会定例会におきまして、美里町教育振興基本計画（案）を決定をいたしております。

その後、パブリックコメント、令和3年3月1日から4月6日にかけてパブリックコメントを実施してございます。意見の提出は1名からありまして、大きく2点でございまして、1点目は、パブリックコメント手続が形骸化しているということについて御意見をいただいていると。2点目につきましては、第2期美里町教育振興基本計画を改めて策定する必要はないのではないかと。これは総合計画・総合戦略があるので要らないのではないかとという、この2点について御意見をいただいているというところでございます。計画の内容に反映するような部分ではなかったもので、この部分につきましてはそのままということにさせていただきます。

令和3年4月16日に美里町教育委員会臨時会におきまして、パブリックコメントを踏まえて

協議をいたしまして、第2期美里町教育振興基本計画を策定してございます。その後、教育委員会臨時会後に総合教育会議が開催されまして、前回総合教育会議で確認したとおり、第2期美里町教育振興基本計画を美里町教育大綱とすることを決定したというところでございます。

それで、内容につきましては資料のとおりなのでございますが、まず、資料の御説明をさせていただきたいのですが、参考資料でございます。①から⑤まででございます。

まず、教育振興基本計画につきましては、国の教育振興基本計画を参酌して策定するということになってございますので、ここの①、これが国の第3期教育振興基本計画を簡単にまとめたものでございます。これを参酌しまして今回策定を進めたということでございます。

あと、宮城県においても教育振興基本計画が策定されてございますので、②でございすけれども、これも参考にさせていただいたというところでございます。

その次の③でございすけれども、これは平成30年11月に策定した美里町の教育振興基本計画でございまして、それをまとめたものでございます。これは第2期の国の教育振興基本計画をベースにしてございますので、第3期の国の教育振興基本計画とはちょっと内容的に違うというか、そういうところもございます。

④でございす。これが第2期の美里町教育振興基本計画の体系でございす。これは第2次美里町総合計画・美里町総合戦略を踏まえた形で、やはり内容的に相違するということにはなりませんのでしっかりと同一のものというところで整理をして策定しているものでございす。総合計画・総合戦略の政策、施策と合致しているというところでございまして、目標につきましては5つですけれども、枝番を入れますと14の目標というようなところになってございまして、全体的に31の事業で構成されているというふうなところでございす。

それで、今回は総合計画・総合戦略でもしっかりと計画させていただいておるのですが、やはりそれを分かりやすく詳しく説明してというようなところで策定したものでございす。

計画内容につきましては、基本計画というところ、本文の1ページでございすけれども、基本計画ということで策定の背景、策定の趣旨、計画の期間につきましては令和3年度から令和7年度までということございまして、国の計画が見直しが行われた場合につきましてはまたそれを参酌して見直しを行うというようなところで考えているところでございす。

2ページ目がこれまで第1期の計画の取組と課題、これをまとめておりまして、5ページ目でございすけれども、基本理念ということで「人との支え合いを大切にし、自ら学びたくましく柔軟に生き抜く力をはぐくむ」というところを基本理念として立てているところでございす。

続きまして、6 ページが基本方針ということで5つの基本方針ですね。これは国の計画体系に合わせた形で5つの基本方針を立ててございます。

7 ページ目からにつきましては、具体的な内容でございます。政策、施策、目標、あとは実際の事業という形で整理をさせていただいているところでございます。この辺は総合計画・総合戦略とちょっと組立てが変わっておりまして、これを見ると、現状と課題、その対応策という形でまとめさせていただいているというようなところでございます。

それで、17ページでございますが、この計画の推進と進行管理ということで、まず1つは、第2次の美里町総合計画・美里町総合戦略の基本計画に基づいて策定する美里町総合計画、実施計画（事務事業の概要）、皆様にお配りしているものでございますけれども、それに基づいて一つ一つ管理を行っていくというところと、あともう一つが、教育委員会が行っております事務の管理及び執行の状況について点検及び評価ということでございまして、これにおいて点検評価をしていくということでこの2本柱で推進と進行管理を行っていくという考え方でございます。

それで、一番最後でございますけれども、⑤の資料でございます。⑤の資料につきましては美里町総合計画実施計画事務事業の概要の中で満足度などを目標にしている事業ということで、今回はやはり実際の受益者の声というか、そういう声をしっかりと聞きながら事業に取り組んでまいりたいということもございまして、それぞれにおいて事業の満足度をはかりながら改善を行いながら進めてまいるといような形で考えているというところでございます。

簡単ですけれども、以上で説明とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ありましたら出していただきますが、前の議員が出した質問、意見等についてさらにその後は、その中から生まれてきた疑問点を主に絞って質問をお願いしたいと思います。手島議員。

○6番（手島牧世君） 1点お伺いいたします。パブリックコメントで出しています第2期美里町教育振興基本計画素案についてという内容と今回の基本計画策定に当たって違いがないかどうか、内容の変更等なかったかお伺いします。あれば、その場所を教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 基本的に素案と同じものでございまして、修正はしてございません。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） ちょっと経過のほうで日程についてお聞きしたいんですけれども、こちらのほう、令和3年度からということですが、令和3年4月16日ということになっていきますけれども、こういうものは年度前に準備して決めて決定して年度に合わせて実施していくという形だと思うんですけど、日程が4月に入った理由を教えてくださいませんか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 今、お話しいただいたとおり、新年度当初からというところでやるということがそれが正しいというところでございますが、策定に当たってちょっとパブリックコメントの期間を十分に踏まえずに準備を進めてしまいまして、その分、ずれ込んでしまったというようにところで策定が遅れてしまったというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにはございませんか。この件についてはよろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、この件については終わらせていただきます。

次にすぐ入っていいでしょうか。休憩しますか。（「なし」の声あり）担当課が入りますよね。建設課。

それでは、2）新中学校整備等事業についてに入ります。総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 新中学校整備等事業について説明員を御紹介いたします。

建設課課長の花山でございます。建設課課長補佐の伊藤でございます。教育委員会教育総務課学校教育環境整備室室長佐藤でございます。

それでは、建設課のほうから御説明をいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） お疲れさまです。それでは、新中学校整備等事業について御説明申し上げます。

資料なんですけれども、事前にお渡しした実施方針、要求水準書、今追加でお渡ししました工程表、この3点に基づいて説明させていただきます。

最初に、実施方針のほうから説明をさせていただきます。

1 ページを開いていただきたいと思います。事業の名称ということで、新中学校整備等事業ということで中学校の整備を行う事業ということになります。

目的といたしましては、美里町の総合計画等に出ているとおり、教育環境の充実と人材の育成を達成するために必要な事業として、3校を統合して新しい中学校を建設するというものでございます。

2 ページをお願いいたします。事業の概要でございますけれども、民間事業者に新中学校の設計、建設工事、既存の中学校（小牛田中学校、不動堂中学校）の解体撤去工事、維持管理等を行ってもらうということになります。

事業の範囲につきましては、下のアからオまでの5点になりますけれども、特記事項としましてはオの提案業務ということで、3中学校のうち、小牛田中学校、不動堂中学校につきましては跡地活用がありますのでこの跡地活用の検討を含めております。また、任意の提案になりますけれども、学校施設を活用し、住民が広く利用できる地域活性化等に寄与した自主事業の提案も求めているところでございます。

事業の方式としましては、これは以前にもお話ししておりますけれども、選定事業者と町が事業契約を締結し、設計、建設した後、町に所有権を移転し、事業期間中における維持管理を遂行していただくBTO方式により実施するものです。

事業期間につきましては令和22年3月までとしております。

事業スケジュールといたしましては、予定でございますけれども、令和4年3月、今年度末に事業者と契約を結び、令和7年2月に学校施設の引渡しを受けます。令和7年4月に学校施設の供用開始、それで維持管理等の事業が完了するのが令和22年3月となつてございます。

次に、7ページを開いていただきたいと思います。民間事業者の募集及び選定方法ということで、こちらPFI事業に関しましては公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行うこととしております。

学校施設の設計、建設、解体等の要求水準につきましては、この後に御説明申し上げますけれども、要求水準書によるものとしております。

次に、選定の手順及びスケジュールの予定になりますが、令和3年6月に募集要項の公表を行います。6月後半に募集要項等に基づく説明会を行います。7月に募集要項等に関する質問を受け付け、8月中旬までに回答を公表するとしております。また、8月末までに資格審査書類の受付を行い、9月初めには資格の記録書類の可否を判断し、通知を行うと。10月初めまでに提案書を受付を行いまして、11月末にプレゼンテーションを行い、12月初めまでに優先交渉権者の決定、公表を行う予定としております。その後、優先交渉権者と基本協定を令和4年1月頃までに協定を締結し、令和4年3月に契約を締結する予定としてございます。

次に、10ページを開いていただきたいと思います。

応募者の資格要件というところでございます。応募者に関しましては、複数の企業等により構成されたグループによって応募していただくということにしております。応募者の参加資格

要件としましては、アの今回複数の業者が入るということで、大きく言いますと、先ほど申しましたが、設計業務、建設業務、維持管理業務と、そのほかに工事の監理業務となりますけれども、おのこの設計業務に関しましては1級建築事務所の登録を受けている者、また美里町の入札参加資格を有している者、実績を検討いたしまして過去10年以内に5,000平米以上の公共施設及び教育施設の実施設設計に実績を有することとしております。建設業務につきましても、美里町の入札参加資格を取得していること、また特定建設業の許可を有していること、実績要件としましては、過去10年以内に元請として完成引渡し完了している5,000平米以上の公共施設、教育施設の施工実績を有していることとしております。維持管理業務につきましても、入札参加資格を取得していること。その他維持管理に必要な資格等を有することとしております。

応募者の制限といたしましては、11ページ、(3)の①から⑤、12ページの⑥までですね、この6点に関しましては、一般競争入札で常時制限をかけているもので、指名停止になっていないとか、会社更生法とか、禁固刑以上に処されていないとか、暴力団関係との関係がない、または税金等の滞納をしていないという要件になっております。

それで、12ページ、上段の⑦、これが今回のPFIのプロポーザルの中で特記事項となりますけれども、現在、こういった実施方針、募集要項、要求水準書等、日本経済研究所のほうに委託して今、支援業務ということで委託して業務を進めております。日本経済研究所、また協力企業としまして七十セリサーチ&コンサルティング、また技術的な支援を協力していただいているサトウファシリティーズコンサルタンツ、また法務関係で協力いただいている法律事務所、こういった現在、業務を行っている事業者と資本金、もしくは人事面において関連のある者に関してはこの事業の募集はできないものとしております。

次に、12ページ、審査及び選定に関する事項ということで、公募型のプロポーザルを行うということで、町のプロポーザルの要項に基づきまして評価委員会を設置して評価選定していくことになります。こちらの評価委員に関しましては、指名委員会の委員から2名以上選定するという要件になってございます。さらに今回、通常のプロポーザルですと、指名委員会の委員プラス事業担当課の課長等が入って行っておりますけれども、今回PFI事業ということで特殊であり、本町におきましても初めて行う事業ということで外部の有識者を入れて選定委員会のほうを構築するということにしております。今回は3名の学識経験者、大学の先生及び宮城県建築住宅センターの理事長の3名の外部委員に、委員長として副町長、教育委員会からは教育長に参加していただき、さらに指名委員会のメンバーからは総務課長と私、花山が参加し、計7名で厳格な審査を行うこととしてございます。

次に、14ページをお開きください。

民間事業者と責任の明確化ということで、予想される責任及びリスク分担ということですが、基本的に業務に伴い発生するリスクについては、原則としては事業者が負うこととなりますが、町が責任を負うべき合理的な理由がある場合については、町が責任を負うということになります。こちらのリスク分担につきましては、実施方針の資料の巻末についておりますが、別添資料の3にリスク分担表（案）がございますので、基本的にはこれに基づいてリスク分担を考えていくと。最終的には事業契約で規定してまいるということになってございます。

実施方針につきましては以上になります。

引き続き、伊藤補佐、佐藤室長より要求水準書について御説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） 私のほうからは要求水準書第2版についての説明をさせていただきます。

ページをめくっていただいて施設の概要になります。6ページになります。整備対象施設になりますが、校舎に関する諸室ですね、概要になります。普通教室で21教室、特別支援教室を3、多目的教室を3、あと理科室、音楽室、美術室については2教室、家庭科室については被服と調理で2教室を予定しております。そのほかは1教室になりますが、会議室等が3教室、相談室も3部屋を予定しております。

屋内運動場になりますが、いわゆる体育館になります。仕様としましてはバスケットボール及びバレーボール2面を確保していただき、ステージ、放送室、用具庫、便所等を確保していただくような仕様となっております。

屋内運動場に隣接して武道場になりますが、柔道場1面、剣道場1面で構成しております。

プールになりますが、25メートル掛ける6コースを兼ね備えておりまして、シャワー室、トイレ、更衣室、用具庫、機械室を設けるという仕様となっております。

給食棟につきましては、最大調理数600食、ドライ方式での整備を予定しております。

屋外運動場になりますが、野球とソフトボールを兼用できるグラウンド1面、サッカーコートが1面、テニスコートを2面ということで、野球用のバックネット、あとテニスコートは防球用ネットを設けることとしております。また、陸上用の200メートルの周回トラック及び110メートルの直線コース、これは100メートル徒競走なり、ハードル競技、それを確保するようとなっております。

また、敷地内に防災用倉庫を確保することで仕様を考えております。

そのほか、屋外運動場に用具庫を兼用した部室、6室を整備する予定となっております。

あと屋外トイレ、屋外運動場に屋外トイレを設置することになっております。

また、駐輪場といたしまして屋根付駐輪場300台を整備する。また、駐車場としまして125台以上の駐車場を確保することと、スクールバスの乗降場を確保することといたしております。

あと、外構緑地については周辺の舗装緑化ということで、敷地面積の3%以上の緑化を想定しております。

また、新中学校は指定避難場所となることを予定しているということの要求水準書にも入れておりますので、そういった防災に向けた施設で使うということを想定した造りにしていただく仕様としております。

今度は解体撤去の施設になりますが、小牛田中学校につきましては、校舎、体育館とプールを予定しまして、外構等の周囲のフェンス等とか、排水に関わるものについて以外の施設を撤去する予定としております。

不動堂中学校につきましては、同じく校舎、体育館、プール、使っていませんがプールもあります。ただ、武道場そのまま存地ということで、それ以外の建物の撤去ということで仕様に入っております。さらに、今概要をお知らせしましたが、これの詳細な諸元表につきましては後ろのほうのページになりますけれども、別紙の6ということに各部屋の諸元表を添付しております。

続きまして、仕様のほうの8ページのほうが学校の設計業務に課する要求水準書のページになっております。造成につきましては基本設計を終わっていますが、実施設計については今後、詳細は公表する予定になっております。

次に、22ページのほうが建設工事に関する業務の要求水準書ということになっております。

次に、解体・撤去工事に関する要求水準書が27ページ以降に記載しております。

維持管理業務に関する要求水準書につきましては31ページ以降に予定しておりまして、維持管理につきましては令和7年4月1日の開校以降、15年間の管理に関する仕様となっております。

私からは以上、6の維持管理要求水準書までの説明とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは、私のほうから提案事業ということで御説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。地域活性化の検討に関する業務ということでございます。まず、

しっかりとした中学校を建設すると。そして、良好な状態でしっかりと長く維持管理していくと。これまでの施設ですと、事後保全ということで壊れてからということでございましたが、今後は事前保全ということで事前にしっかりと保全しながら長く施設を使っていくと。我が町においては、その考え方で維持管理していく初めての施設になるのではないかなというふうに思っております、これはしっかりとやってまいる必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

まず、そういうしっかりとした学校を造って維持管理をしていくという前提の上で、やはり今後の人口減少社会の中で持続可能な中学校ということで学校を持続していく必要があるというところだと思います。やはり移住・定住・子育て環境をしっかりと整えながら中学生徒を確保していくという施策が今後、必要になってくるというところであると思います。

まず、今、駅東につきましてはしっかりと埋まって人口ピラミッドのバランスも非常にいいエリアではあるのですが、そのほかの部分ですね。駅前含めて町全体を見ますと、やはり人口減少が進んでいてというところがございますので、中学校がしっかりと持続するように移住・定住対策を進めていくというところが大事になってくると思いますが、その際に、やはり全体で18年間という長い期間、民間事業者と付き合っていくと。コンサルタントであったり、ゼネコンであったり、あとは警備の会社であったりという専門家がそろっておりますので、いろいろな面でしっかりと連携して進めていくと、いろいろなアドバイスもいただきながら進めていくというようなことが必要なのではないかなというところがございます。

あとは、1番目は喫緊の課題といたしますか、跡地の関係でございます。跡地につきましては、やはりしっかりと今後、町の方針を定めながらそれに基づくいろいろなアイデアをいただきながら、町の活性化につながるような形で活用していくということが大事になってくると思います。これにつきましてもこの契約期間、全般になるかと思うんですが、しっかりと町での考えも定めながら、あとは事業者のアイデア、ノウハウも出していただきながら活用を促進していく、進めていくというところが大事になってくるというところがございます。

ここに書いてございますけれども、要求水準、現時点での要求水準といたしましては、やはり既存中学校の跡地活用の検討と、この部分がメインとなってくるのではないかなと。あとは、やはり持続可能な中学校、持続可能なまちづくりという視点から、移住・定住の関係につきましてもアドバイスをいただきながら進めてまいればよろしいのではないかなというふうに考えているところでございます。

もう1点が自主運營業務ということでございまして、これは町の今回の本事業の事業目的を

しっかり踏まえていただいた上で、何か自主事業として、例えば町のにぎわいをつくるとか、地域の活性化につながるような、そういう中学校をうまく活用したアイデアがあれば、今回提案いただきたいということで、これにつきましては任意ということになりまして、必ずではないということで、何か有効なこれまでの取組の中で活用できるようなものがあれば、そういうものも提案していただきたいというようなところでこういう項目も持っているというようなところでございます。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 引き続きまして、追加資料でお渡しいたしました工程表を開いていただきたいと思います。昨年11月に全員協議会のほうで開校が1年延びたということで工程の説明をさせていただきました。そのときお渡しした工程表、変更前、変更後ということで赤と黒で2つの線になっていましたが、今回お渡ししたのは基本的な工程は変わってございませんけれども、変更後のみの工程となっております。

それで、赤く囲っている部分が令和3年度、今年度の部分になりますけれども、現時点の進行状況でございますけれども、前にお話ししました農振除外のほうですけれども、17日月曜日に変更の告示をしております変更のほうは完了しております。それに基づき用地が取得できるということになりましたので、6月会議で用地費のほうの補正予算を上程させていただきたいと考えております。それをお認めいただいた後、地権者さんと交渉し、取得してまいりたいと思っております。その後、用地の契約が完了すれば、農地転用、開発許可のほうを進めてまいりたいと思います。こちらのほう、おおむね通常であると3か月程度で許可が得られますので、7月ぐらいに申請をすると10月ぐらいには許可が下りるのかなということになります。あと、用地の引渡しにつきましては、今年度に関しましては、作付は可能だという話を地権者様のほうにしておりますので、実際今、盛んに田植え等、行っておりますけれども、いわゆる刈取り終了後、引渡しを受ける、おおむね年内中には引渡しを完了して来年4月以降の工事に備えるというふうに考えております。

こういったことから、昨年お示しした変更後の工程、おおむね変更した工程どおりに現在、進んでおります。大きな遅れ等なく、その後は順調に進んでいるところでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ありましたら出していただきたいと思います。手島議員。

○6番（手島牧世君） 何点か質問させていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきたいんですけども、要求水準書のほうの別紙の4のところを教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 別紙の4、造成基本計画基本設計の分ですけども、すみません。こちら別紙の部分がないので恐縮です。別紙3の地質調査結果をずっといきますと、8ページまであって、ボーリング柱状図というのがあるんですけども、その次に開発区域図というのがあると思うんですけども、ここからが別紙4になります。申し訳ございません。主に基本設計図になります。ですから、ずっと図面が続いて、別紙5の電気・水道使用実績というところまでずっと図面が続くんですけども、これが別紙4ということで。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。では、初めに実施方針のほうなんですけれども、9ページ及び12ページですね、先ほど評価委員の設置ということで説明受けたんですが、すみません。ちょっと早かったんで記録できなかったんですが、指名委員会より2人、副町長と総務課長、総勢7名といったところの有識者というところ、もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 大変失礼しました。まず、委員長が副町長になります。教育委員会からは大友教育長に参加していただきます。指名委員会から2名ということで、総務課長と私、花山が指名委員会からということで2名になります。そのほか、外部の有識者ということで3名です。一応大学の先生等3名を有識者、学識経験者ということで計7名です。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございました。

次に、要求水準書のほうなんですけれども、初めに、6ページ、3の整備対象施設に関してなんですけれども、一番最後のその他のところに指定避難所となるということで先ほど説明をいただきましたが、その間に屋外運動場の中に防災用倉庫を確保するとありますが、これは備蓄倉庫等を兼ねるものなのか。であれば、2階以上ということで水災害対応というところで高いところに今置くような傾向があると思うんですけども、まずはそちらのほうを確認したいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 防災用倉庫、おっしゃるとおり、備蓄倉庫ということで考えており

ます。それで、今回、今おっしゃった2階以上という話なんですけども、地盤高さ自体を町のハザードマップ上の浸水被害の深さですかね、それをクリアした盛土を今回いたしますので、2階以上でなくてもそれに関してはクリアしていくのかなということで考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） それに関連してなんですけれども、屋内運動場の設備として更衣室やシャワー室がないんですけれども、そういったところ、避難所としても体育館等を使うのであればなおさらのこと、また現状の子供たちが更衣というか、着替えるというところでも必要性はないのかどうかという検討はなかったのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 今現在、考えている仕様としましては、体育館のほうには今、議員おっしゃったような施設に関しては考えてございませんけれども、今後、そういったこと、当然必要になる場合もあるとは思いますが、いずれ、これは業者の提案、最低の水準ということになりますので、もしその辺、期待できれば積極的につけていただければなという、期待になりますけれども。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） プールとテニスコートなんですが、部活動の関係があるかと思うんですが、テニスコートが2面しかないというところが、前にもちょっと部活動の状況把握というところでも、要は2面としては少ないと考えられるということ。

また、プールの仕様に関してどういった考えからこちらになっているのかお伺いします。要は25メートル6レーンというところですね。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） テニスコートでございます。現在、入部部員数を考えると、やはり結構多い状況もございます。現状で足りるのかなということもございます。ただ、今度、新しくというか、部活を設定する際にいろいろ御協議いただいて、学校の意見とか子供の意見もあると思いますけども、そういうものを踏まえて決めていく際に、例えば新しい部活とか、そういうのができた場合、選択肢が広がった場合にどれぐらいになるのかということもございまして、現在は最低限2面ということで考えているというようなところでございます。

あと、プールにつきましては、25メートルの7コースと6コースということで当初話があったのですが、いろいろ検討した結果、教育委員会といたしましては、25メートルの6コースと

いうことで定めさせていただいたというようなところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） それというのは、例えばテニスコートであれば、例えばサッカー部が誰も入らなくてテニスがすごくあふれたという場合に、例えば全天候型のテニスコートとかになった場合というのは、すぐに変更というのは難しいと思うんですね。どういったものができるのか分からないんですけども、そういった意味で応用が利くような状態になっているのかどうか伺います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、部活動の設定というんですかね、その部分をしっかり定めていく必要があるのかなと。今、運動部でなかなか選択肢が少ない場合ですと、例えばテニス、野球とかサッカーをやらない子なんかはテニスに流れているというところがあると。例えば今、バドミントンとか、そういうようなところもあると思うのですが、そういう選択肢が増えた場合にどれだけテニス部に入るのかというところもございますので、ちょっとその辺も考えていかなければならないというところと、あと先ほどおっしゃられたように、汎用型で今考えられているかと、例えば多目的に使えるかというところでございますけれども、現時点ではそのような考えでは設定していない状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 次に入りたいと思います。11ページの施設外観計画のところから外観等に関してなんですけれども、特に周辺環境と調和する植栽を適宜すると。12ページの⑪及び21ページの（2）植栽というところでの豊かな植栽計画案とか、また必要な散水設備を適切に設けるというところですね。そういったところなんですけれども、関連で32ページ、害虫駆除業務等というのがあるんですけども、周辺環境に配慮するといったときに、まずはそういった維持管理の中でも保守管理業務として入ってはいえるようなんですけれども、植栽というところと害虫駆除というところで、周辺が農地かと思われれます。そういったときの周辺環境に関してとか、また外観計画の中で分からなかったんですけども、要は虫とか蛇とか、そういったのが入りやすい場所だと思いますね、水路等がある場所にあるので。そういったところでの対策というのは初めからあったほうがいいのか、及び街灯や網戸に関してというところが読めなかったので説明をいただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、網戸については、

設置をする予定ということにさせていただきます。

それで、害虫の駆除と今おっしゃられたようなことも当然、考えられるのかなというふうに思っておりますが、この仕様の中ではその辺を細かくは書いていないというところでございます。それで、周りが農地でもあるということで、そういう虫とか蛇とかが入りやすいというところなのですが、正直なところ、それに対する細かい対応策というのは現時点では考えていないような状態なのですが、その辺もちょっと踏まえさせていただいてそういうことも事業者というか、応募者に伝えながらやってまいればと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 最後になります。15ページの（11）感染症への対応というところなんですけれども、こちらのほう、具体的に教えていただければと思います。15ページの（11）のところですね。設計に際して新型コロナウイルス感染症に代表する感染症への対応等を念頭に入れた計画というところ。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 具体的に細かくこういうようなものということで設定はしていないのですが、やはりコロナ禍でいろんな状況も分かってきていると。施設に対する対策につきましても分かっている部分がありますので、やはりそういう応募してくる事業者につきましては、その辺のノウハウもある程度、持っているというところもございますので、これは全般に対してしっかりとそれぞれの対策を取っていただくと。それで、支障のないように計画をしていただくということで、ちょっと細かくは書いていないのですが、全てにおいて現在の判明しているような対策ですね、そういうものについては漏れなく入れてくれというような意識で入れているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） すみません。2点だけお尋ねします。

まず7ページの平面図です。別紙3、地質調査結果の7ページですね。ここの確認していただきたいんです。平面図、上のほうから改良強度と改良土量の下に39×250と書いてあるんですね。9,800立方メートル、これ58×250で1万4,500立方メートルじゃないかということをやちょっと指摘されたことがありましたんで、それをちょっと確認していただきたい。私は数字的に詳しく分かりませんのでそのことの確認だけしていただきたいということです。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） まず、ボリューム、立米で39の250で9,800立米となっているんです

けど、一応これ約ということで100立米単位に数字をまるめているというところで、それでこれは上のほうにL250となっていますけど、こっちの長手方向の場合はこの改良の体積が9,800と、4か所書いてあるんで、四方ごとに改良の体積が出ていまして、中に最終的に合計が①から④まで足すと3万3,900になるというような表示になっております。

○9番（山岸三男君） 39×250は間違いないということでしょうか。

○建設課長（花山智明君） これは以前にもお話しましたが、地質調査の段階で改良が必要だということでお示したときの数値ですので、その時点ではこれだけの改良が必要だということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） もう1点。校舎の位置が、私らは普通南向きという考え方なんですけど、これは東西向きの建物になっていますよね。これはどういう根拠で校舎の位置にされたのか、その辺の考え方を伺いたと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 多分今、山岸議員さん見ておられた図面が土地利用計画平面図ということで調整池が青く塗ってあったりする図面かなと思うんですけど、これはさきに教育委員会のほうで作成いたしました基本計画そのままでございます。基本設計の図面になるんですけれども、あくまで今回PFI事業で建物の配置であったりとか、建物全て提案いただくということになっていますので、ただ基本、何も絵が入っていないとあれなので基本計画の絵が入っています。なので、根拠と言われてもその基本計画時でこちら側に校舎、こちら側に校庭という形で、あくまで仮定というか、それで描いている絵なのでこのままになるということではないのでその辺、御理解いただきたいと思います。

○9番（山岸三男君） この図面、平面図のとおり建物とか位置が出来上がるということではないということで理解してよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） はい、これはこれから公募して、その業者さんたちがいろんな知恵を絞りながらこのエリアを最大限利用してすばらしい提案があると思いますので、その中からセレクトするということになりますので、このとおりになるということではございません。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 二、三点お願いしたいと思います。

1つは、今の土地利用計画平面図の調整池なんですけど、この調整池の役目というのはどのよ

うなことをやるんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 調整池の役目としましては、今、農地になっています。これが開発するということで宅地に開発、学校地なんです。宅地に開発されるということで、今までは田んぼに降っていて一気に流れなかったんですけれども、宅地になることによって降った雨が一挙に外に流れていくということで、一時的に水をためて下流側の水路の能力がありますのでその能力に応じた分だけ少しずつ排出するといった役割になります。これは開発するときに宮城県の調整池の設置要綱がございましてそれに基づいて1ヘクタール当たり750トンためるという最低湛水容量って決まっていますので、そのためる量とかはその基準によって決まっています。ですので、今までと雨降ったときの一挙に流れてしまうと下流に負荷がかかるので、水路の能力分だけを流していくというような役割を果たすということになります。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 今、駅東に調整池あるんですね。雨降ったとき、すごく困るんですね。それで、ポンプがついていてその都度、揚げるんですけど、その調整池だとそのぐらい雨が台風とかになった場合、かなり水位が上がってくるのかなと、こう思うんですが、その場合、あふれる場合はどうなんですかね、恐らくかなり上がってくると思うんですね。今も台風なんかが来ると、すごい上段まで上がってきますからね、駅東の調整池。その辺の検討はしているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 調整池に関してはどんな雨でも全てためられるということではないので、許容を超えれば当然、越流、あふれるということになります。構造上も越流堤があつてあふれるようになっています。やはり限界というのがありますので、それを超えたときは越流すると。今、おっしゃった駅東の調整池も、私の経験上で言うと、やはり大雨のときは何回か越流はしています。ただ、そのときは辺りの水田等がほぼ冠水しているような状態にはなっていないと思いますけれども、いずれ許容を超えた場合はあふれるということになります。

○5番（平吹俊雄君） 安全性については、十二分にその辺は配慮しているんでしょうからね。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） ためる量に関しましては、先ほどお話ししましたけれども、県の要綱で最低ためる必要の量が決まっていますので、必要量はそれに基づいて決めておりますし、構造上も越流してすぐ災害が起きるような構造では当然、ないということになっております。

いずれ調整池に関しまして、先ほど申しましたけれども、提案でこの箇所にこの形状でなるということではございませんので、あくまで必要な貯水量を単純にためるような構造にすると、このくらいの大きさが必要になるという、これは基本計画上の絵になりますので、その構造等も今後、提案事業者のほうからこういったものが出てくるのかということにはなりますけど、ただ基本はためる量とかは決められた基準の中で決定しているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） この調整池に暗渠の分を入れるわけではないですね。暗渠は暗渠で別にその辺はあるんですね。グラウンドの暗渠、当然、グラウンド暗渠はすると思うんですが。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 暗渠とは別にあくまで表面に降った雨水のみをこの調整池に入れるという形になります。

○5番（平吹俊雄君） あと何回も聞いているんですが、野球とソフトを兼用ということで、今の図面見ているんですが、何かイメージがちょっと分かんないものでこの際だからはっきり覚えてほしいと思いますので、その辺、教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 現在のこの図面に描いてあるものにつきましては、教育委員会で作った施設の基本計画で描いたものとしております。

それで、使い方につきましては、兼用というような形で設定をさせていただいていると。それで、兼用の使い方がイメージができないという話でございますけれども、例えば練習のときはメインのところは交代にお使いいただくとか、それで逆方向というか、違う方向を使いながら練習をするということで設定にはなるのではないかなと。現在のこの形ではそういうところを考えているところでございます。メインのところは代わりばんこに使って、そして、逆サイドというか、安全の確保とか、あと練習の内容によってもちょっと変わるとは思うのですが、分けてうまくスペースを交互に使いながら部活動をしていくというようなところで考えているところでございます。

○5番（平吹俊雄君） 何ですかね、これやっぱりソフトなり野球というのは、恐らく人口は余り減らないと思うんですよね。ですから、兼用というのが、一方で野球やっているうちにソフトボールは片隅でやるとか、そんなような感じのイメージしか出てこないのね。果たして子供たちがそれで満足するのかなと、こう思っているんですよね。やはり伸び伸びと練習なり試合なりしていただきたいなと思うんで、その辺、ちょっとなと私は疑問に思っているんですが、

あくまでも子供たちの思いからこのような話をするんですが、その辺、どうなのでしょうかね。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 今のお話も私も分かるところも当然ございますので、ただ、スペースがある程度、限られているというようなところもございまして、その使い方ですね、グラウンドの使い方を含めちょっと考えて、提案の際にもそのようなことも踏まえながらより有効的にグラウンドを使えるような提案をいただけるようにお示しをしていただければなというふうに思います。

○5番（平吹俊雄君） 納得いかないところですね。その辺、子供たちに支障のないようにひとつ検討していただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、この件については終わらせていただきます。

これより暫時休憩いたします。再開は4時15分といたします。

午後4時04分 休憩

午後4時12分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

次に、3）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村計画についてに入ります。総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、3点目の説明員を御紹介いたします。

企画財政課課長の佐野でございます。

同じく、企画財政課課長補佐の高橋でございます。

それでは、企画財政課のほうから御説明いたします。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。企画財政課の佐野でございます。よろしく御指導のほどお願いいたします。

私のほうからは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村計画につきまして御説明させていただきたいと思います。

最初に、概要につきまして御説明をさせていただきます。

令和3年3月末で期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行され、新たに本町

の南郷地域が一部過疎に該当いたしました。

この新過疎法では、過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにされているとともに、法の目的について過疎地域の持続的発展に見直しがされております。

また、様々な過疎対策への支援措置を受けるためには、宮城県で策定する持続的発展方針に基づき過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要があり、この計画については、当該市町村の議会の議決が必要となっております。

新過疎法において本町が一部過疎の指定に至った要件や、仮称ではありますが、美里町過疎地域持続的発展計画の策定に当たっての今後の予定について本日、議員皆様に御説明を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、課長補佐兼ねて政策係長の高橋から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） それでは、私のほうから引き続き説明させていただきます。

配付させていただいております資料の2番から御覧いただきたいと思います。今回の新過疎法における一部過疎該当の要件ということで記載してございます。こちらにつきましては、先ほど課長から説明あったとおり、4月1日施行されました今回の新過疎法におきまして、旧過疎法でも同じように人口要件と財政力要件と、この2つの要件が美里町の南郷地域に該当になったということになります。

今回の新過疎法におきましては、いわゆる平成の合併、この合併した市町村においては、合併前の市町村を単位としてその要件が適用されることとなりました。それに伴いまして旧南郷町の部分が人口要件、財政力要件、両方が該当するという事で一部過疎に該当したということになってございます。

詳しく人口要件につきましてお話しさせていただきますと、まずは人口減少率が、括弧して中期というふうになってございますが、これが21%以上減少した合併前の市町村ということになってございます。具体的には、平成2年から平成27年までの25年間で人口減少率が旧南郷町が23.9%だったということでございます。

もう一つ、財政力要件につきましては、いわゆる財政力指数、現在の市町村で0.64という全国の市の平均以下になっているというところが要件になってございまして、美里町においては、平成29年度、30年度、令和元年度、この3年間の財政力指数の平均が0.43ということで、この

0.64の全市平均を下回っております。この両方の要件に該当したことから、旧南郷町が過疎地域ということで一部過疎に該当いたしました。

引き続き、3番目、仮称ではございますが、美里町過疎地域持続的発展計画の策定ということでございます。先ほど課長からもあったとおり、新過疎法の各種国や県等の財政支援を受けるためには、この市町村計画の策定が義務づけられているものでございます。その中には、いわゆるハード事業であったりソフト事業、そういったものにこの過疎対策事業債というものを充当させることができます。こちらの過疎対策事業債につきましては、充当率については事業費の100%充当することが可能で、後年度に交付税措置として償還額の70%が対象になるという有利な地方債ということになってございます。さらには、国税の減価償却の特例適用であったり、地方税の減収、いわゆる減免条例を制定することによって発生します減収補填の措置であったり、あとは国庫補助事業幾つかございますが、そういったものが若干上乘せになるというような財政支援を受けることができます。

町といたしましては、昨年度、策定させていただいた第2次美里町総合計画・美里町総合戦略のほうに掲載しております事業のうち、この過疎地域である南郷地域の部分で該当する事業をこの新過疎法における市町村計画、そちらのほうに挙げさせていただいてこの新過疎法の事業期間であります、まずは5年間、前期を5年間、後期5年間というふうに2つに分かれているんですが、まずは前期5年間の計画を策定させていただいて、南郷地域における過疎対策事業を強力に進めていくというふうなことで考えているところでございます。

続きまして、4番、今後の予定でございますが、若干課長の説明でもあったとおり、今後、12月の議会のほうにこの過疎計画の議決をお願いしたいというスケジュールで今後、進めていきたいと思っております。まずは6月から7月までの間に南郷地域の行政区長さんを対象に若干その地域での課題であったり、今後の見通しであったり、そういったところを率直に御意見をいただければというふうに思っております、アンケート調査を実施したいと思っております。7月下旬から8月上旬にかけてなんですが、宮城県のほうで、県の過疎地域持続的発展方針というのをつくることになっております。県内の過疎地域においては、この県の方針に沿った形で計画を策定することになってございますので、その策定を待って内容を詰めていきたいと思っております。案をつくり上げるのが9月ぐらいというふうに想定しておりますが、そこから9月から10月ぐらいの間にパブリックコメントを実施し、12月の議会に向けて調整したいというふうに思っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございましたらお願いします。手島議員。

○6番（手島牧世君） 何点かお尋ねします。

まず初めに、仮称であります計画、そちらのほうの策定するための審議体制についてお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） こちらの市町村計画策定につきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただいたとおり、いわゆる総合計画の個別計画という位置づけで、総合計画の中から南郷地域過疎地域の対象となる事業を抽出するような形を想定してございます。そのために、いわゆるこちらの行政側の担当、その事業の担当課等と企画財政課のほうが主導的にその策定に関わりましてやっていくと。この計画策定につきましては、先ほどもお話ししたとおり、県のほうとの連携も必要になってまいりますので、策定後は県のほうと内容について協議を諮って、最終的に議会の議決をいただくというような体制を考えております。

なお、パブリックコメントのほうは実施させていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 6月から7月までの行政区長へのアンケート調査なんですけれども、こちらのほう、地域課題などということだったんですけれども、具体的にどういった形を取ってアンケートの調査というのをを行うのか。

また、今、お話が大体総合計画の中には全部網羅されているかと思うんですけど、その中の事業計画のなかった部分で上がってきた場合、そちらの要望が強かった場合等、対応とか、そういった検討というのは行われるのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） まず、行政区長さんへのアンケートにつきましては、いわゆる地域において過疎、いわゆる過疎というか、人口減少に伴って地域課題があるかどうかというところからまず始めなきゃいけないというところで、そういったところを気づいていただくため、そのための対策というのを具体的に何かあるかどうかというのをいただければなというふうな考えでアンケートを考えておりますが、具体的にはまだ形になっておりませんので、ちょっと来月の行政区長さんの会議、定例の会議がありますけども、それまでにちょっと準備したいなというふうに思っております。

そのアンケートの結果によって課題がはっきりして、その対策として具体的な事業が発生し

たと。それがもし総合計画にのっていないようなもの、恐らくは総合計画の中で対応できるものとは思っているんですが、そういったもの、もし必要となれば、計画に上げるということは可能かと思っております。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 事例の中でアンケート調査に関してなんですけども、やり方として、例えばワークショップを実施したりとか、ヒアリングの実施とか、そういった、例えば地域住民、関係者合議体を形成していくとか、そういった事例なんかもあるようなんですけれども、そういったところでは今回行政区長へのアンケートのみでアンケートというか、調査というのを、その範囲だけで行われるものなんでしょうか、それとも公の中で住民の皆さんに、要は南郷地域の皆さんとかに何らかの形として意見募集とか、調査等行われるのかお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 今回新過疎法において一部過疎に該当になったということで、本当に4月からこの1か月間ぐらいにバタバタといろいろ準備している状況ではございます。ただいまお話しあったとおり、可能であれば、該当地域のワークショップであったり意見等の相談会、説明会等、可能であれば、したほうがいいのかなというふうには思ってございましたが、やはり今回お示ししたスケジュールのような形でやるというような場合ですと、なかなか難しいかなというふうに率直に思っているところではございました。

ただ、今回5年間の計画、前期という形で計画させていただきます。後期につきましては、次期につきましては後期の5年間という形で2つの計画期間がございます。今年度につきましては、前期計画の初年度という形で、それこそ美里町としては初めて過疎地域に該当することでの新たな出発にはなるかと思うんですが、この前期5年間に今お話しあったような形で、例えば地域からの意見を吸い上げていくとか、その後の5年間の計画の策定のための準備をさせていただきながら、この10年間で過疎対策事業を実施していきたいというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 最後になります。対象事業の中には、教育文化施設関連というものもあるかと思います。そういった意味で、先ほど来の新中学校建設に関してもお話があるんですけれども、そういったところで過疎法の関連として教育文化施設に関して何らかの形を取るとか、そういったのは考えられるのかどうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 新中学校建設に関わる部分ということでお話しさせていただきますと、実はこの過疎地域に該当したのは旧南郷町ということで、ただ中学校を統合するという意味では関連はございます。ただ、建物の建設に係る部分につきましては、どうしても南郷地域から外れてしまうということもありますので、具体的に施設の整備という意味では若干この対象にはならないのかなというふうには思っております。

ただ、間接的なものとしたしましては、ちょっと想定しているのが、例えば南郷地域から中学校に通うためのスクールバスであったり、そういったものについては対象になるんじゃないかなというふうに今、想定しているところですが、今後、県のほうのちょっと調整させていただきたいと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） 何点かお聞きします。

1つは、この法律の趣旨といいますか、この中に書いてあるのは地域活力の向上とか言っていますけども、具体的にどういうものを目指しているのか。例えば南郷に限らず、地域の活力というのはそれぞれ感じ方によっては違うけれども、活力の向上という言葉だったらどこも必要だと思うので、要は具体的にはどういうレベル、どういうことを指しているのか、まずお尋ねします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 地域の活力向上というふうな大変大きなというか、ざっくりしたというか、具体的な表現ではないんですけれども、実はこの新過疎法におきましては、市町村計画に掲載すべき項目というのが12項目ございます。その12項目というのが何かということからちょっとお話しさせていただければと思うんですが、いわゆる記載すべき項目というところが結局地域活力の向上につながる、事業につながるのではないかとということで法令上に記載されているかというふうに私のほうでは思っております。

例えば移住・定住地域間交流の促進、人材育成というようなもの、そういったものから、もちろん、産業の振興であったり、あとは生活環境の整備、地域における情報化であったりというような形で、いわゆるハード整備につながるものだけではなくてソフト事業であったり、そういったものにこの事業を進めてくださいよというような趣旨でこの法律ではなっております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） この運用です、運用。この法令を運用して実行する、仕事ですけども、例えば南郷地域だけを過疎にして今のような活性化を図ると。図るためにこの法律ができまし

たという、小牛田地区との間に差がある。だから、そのところを埋めるという使い方が多分大事だと思うんですけども、そうすれば、現在の前の合併する前と比べた場合、まず今のやつがそうですかということ。差がなければその法律の趣旨が、南郷にということで、その辺のこと、きちっと分かるように説明しなくてない、まずそのこと。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 先ほどお話ししたとおり、この過疎地域に該当するかどうかというのは2つの要件がございまして、1つ財政要件につきましては、町全体の話なんで割愛しますが、人口要件につきましては、旧小牛田町、旧南郷町で見た場合、旧南郷町につきましてはその基準値を下回る、要は人口減少率が高くなっているということです。旧小牛田町につきましては、人口は減少しておりますが、それほど、その基準までには達していないということで認定されていないというか、旧小牛田町については過疎にはなっていないという状況でございます。

ただ、やっぱりそこは人口減少率の高低からいえば、南郷地域につきましては少しその率が高くなっているということであれば、その部分は過疎対策事業を推進してやっていかなきゃないというふうには思っております。10年後には人口減少率が幾らかでも上回るように、改善するような形を取らなきゃないというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 余り具体的に言っても難しい問題だから、分かりました。

あとは要件の問題ですけども、最初のほうに南郷地域の下記の要件というふうになっていきますので、人口要件、財政力要件、これはいずれも南郷地域の数字というのでよろしいですね。今の説明だと、そういうふうな話し方だけでも、具体的にこの数字は、財政でも美里町全体がこの法律を適用するのになっていると。もう少し人口減れば一緒にできると、こういうことですか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） おっしゃるとおり、旧小牛田町の部分においても、人口減少率が21%以上になったというような場合には両方とも該当になるものですが、今回4月1日にこの新過疎法が施行された時点でのお話になりますので、今から新たにというのは、実は法の中に昨年実施した国勢調査の結果を反映するような形になっていきますので、その結果に応じて追加される地域が発生するかもしれませんが、今の時点では、旧小牛田町の部分は多分それには該当しないというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 財政力要件の内容ですけれども、ここで基準としたものが全市の平均になっていますね。これはどういうふうな根拠で全市の平均を出してこれは決まったのか、何かあるんですか、これは。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） こちらにつきましては、国のほうでこの法施行に伴って制定したものでございますので、それに基づくということになります。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） それはこれを見たら、そうじゃなくて、わざわざ基準が町なのに全市の基準を取り上げているから何か意味が本当にあるのかということを知りたい。何もなければいいです、情報が。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） すみません。こちらにつきましては、全市町村というふうに考えると、ちょっと市町村が入ってしまいますと、どうしても財政力指数はぐっと落ちてしまいます。ただ、全市というふうにやると、財政力指数は若干高めに出ます。恐らく全市町村というふうにしてしまうと、全国の平均になってしまいますので、それだとどうしても過疎地域に該当させるのが難しくなってくるというのがあって、恐らく国のほうでは、全市ということでの高めの財政力指数の基準を設定するためにこういうふうにしたというふうに推測できます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 4番の今後の予定の中に7月下旬、宮城県の過疎地域持続的発展の方針の公表でありますけれども、この公表が出ないうちは3番目の美里町の総合計画の個別計画とか位置づけ、あるいは各種過疎対策事業に取り組んでまいりますと言うけれども、一応公表されない限り、この計画に基づいた進め方というのは、ちょっと難しいのかなというふうに私的には思ったんですけれども、方針というのは、具体的に先ほど説明あった南郷地域の12項目あると言いましたかね、そうすると、移住・定住だとか、ハード、ソフト、いろいろやれる可能性があるというお話しありましたけれども、方針に基づかない外れた事業はできなくなるんでないかと思ったんですけれども、タイミングとして。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） そうですね、おっしゃるとおりでございます、まずは

県の方針というのが上にございまして、その方針に基づいて各市町村計画が策定されるというものでございます。

ただ、実はこの過疎法に基づく県の方針であったり市町村計画というのは、常に実は国のほうからこういった形のものをつくってくださいというような実はものが出ておりまして、内容はもちろん、それぞれ違うわけではございますが、県のほうと市町村、今回だと市町ですね、県内の市町につきましては、先日、説明会もございまして、県といたしましては方針の案が策定され次第、市町のほうにお知らせいただくということになりましたんで、恐らく7月下旬を待たずに7月中旬、上旬ぐらいにそういったものはいただけるかと思っております。いわゆるその時点では案という形になりますけども、その方針案に基づいて各市町の計画は策定作業を進めるという形になるかというふうに想定しております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、以上とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後4時40分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

次に、4）権利の放棄についてに入ります。

本日会議の初めに確認しましたとおり、権利の放棄については非公開で行います。個人の資料については案件が終わり次第、回収させていただきます。

個人名及び個人が特定されるような発言については行わないようお願いいたします。どうしてもという場合は、休憩を申し出てください。

さらには、この資料のメモなどは控えていただきたいと思います。

それでは、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 4点目の債権の放棄についてでございます。

説明員を御紹介いたします。上下水道課課長の櫻井でございます。

上下水道課主事の佐々木でございます。

徴収対策課課長の遠藤でございます。

徴収対策課課長補佐の芦田でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井純一郎君） それでは、上下水道課から説明させていただきます。説明資料は資料１、権利の放棄についてと資料２、債権放棄明細書の２点であります。

なお、資料２につきましては説明後に回収させていただきますのでお願いいたします。

今回債権放棄する美里町水道料金の概要を資料１により御説明いたします。債務者は２人です。債権額は１万７,９７０円でございます。未納件数は２年間で１２か月分でございます。

続きまして、資料２の債権放棄明細書を御覧ください。債権放棄する債務者の指名、住所、未納件数、債権額を記載しております。債権放棄の経緯についてであります。

初めに、ケース１の方について御説明させていただきます。権利放棄する債権額は平成２８年度、平成２９年度の水道料金６,７５０円であり、既に消滅時効している債権であります。水道事業所では、平成２９年４月１２日に給水停止していましたが、既に無届けで退去されておりました。その後、調査いたしました。住民票は退去時の住所地のまま異動しておらず、所在が不明となっております。今回の債権額につきましては、令和２年３月に徴収対策課から徴収停止相当事案である旨の調査報告を受けましたので、令和２年３月１３日に美里町債権管理条例第１３条第１項の規定により徴収停止としておりました。その後においても、郵便物は返戻されておりました。債務者の状況には変化はございません。

続きまして、ケース２の方です。権利放棄する債権額は平成２９年度の水道料金１万１,２２０円であり、既に消滅時効している債権であります。水道事業所では平成２９年１０月２４日に給水停止しましたが、停水後、自宅訪問するなど調査を始め、平成２９年１１月に本人と電話で連絡が取れ埼玉県さいたま市に転出していることを確認いたしました。住民票は美里町からさいたま市に平成３０年９月に異動しております。一度連絡が取れましたが、その後、再三電話をかけましたが連絡が取れない状況となっているため、徴収が見込めないものと判断いたしました。アパートの管理業者、給水契約申込書、口座振替依頼書にある情報から勤務先など調査しましたが、個人情報上の限界により手がかりがつかめませんでした。町では令和２年３月２３日に美里町債権管理条例第１３条第１項の規定により徴収停止としております。徴収停止した以降も電話などによる催告を続けましたが、反応はございませんでした。

以上の水道料金の未収金につきましては、これまで居住所の調査、電話、書面による再三の催告などの徴収努力を行ってまいりました。それでも納付に応じないまま、水道料金の消滅時効となる２年が経過した債権は既に退去し、居所が不明であるもの及び県外に転出しており、生活の実態から今後、納付が見込めないものと判断いたしましたので、当該債権を放棄するものであります。

上下水道課からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 説明は以上ですね。（「はい」の声あり）

ただいまの説明をいただきましたが、皆さんのほうから何かございますか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今の説明の中で資料1と資料2で未納件数が、資料1のほうは28年は5件、29年は7件、資料2のほうは未納件数6、6となっているんですが。

○議長（大橋昭太郎君） 佐々木主事。

○上下水道課主事（佐々木駿太君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの資料1のほうは、平成28年度5件ということで、平成29年度7件、資料2のほうはケース1の方が6件、ケース2の方も6件ということでなっておりますが、片方の方が年度をまたいでおりまして平成28年度5件と平成29年度1件の方が1ケースと、平成29年度6件の方が1ケースという形でこのような形になっております。以上になります。（「分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、以上とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後4時53分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

それでは、5）訴訟上の和解についてに入ります。

訴訟上の和解についても非公開で行います。個人の資料については案件が終わり次第、回収させていただきます。個人名、個人が特定されるような発言については行わないようにお願いいたします。

それでは、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 最後でございます。訴訟上の和解について、こちらにつきましては徴収対策課のほうから御説明いたします。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） それでは、訴訟上の和解について御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

本日説明に使用する資料は資料1、資料2ということで、資料2につきましては個人情報

含まれているものでございます。

まず、資料1のほうでございます。1番、概要でございます。こちらにつきまして令和2年度3月会議で報告した学校給食費及び町営住宅家賃等の滞納金請求に関する訴訟について、一時に納付することが困難である被告の生活実態を勘案し、別添和解案のとおり、和解しようとするものでございます。

まず、この訴訟に至った経緯を御説明申し上げますと、被告は、平成25年10月30日から令和2年1月30日まで町営御蔵場住宅に入居しており、子供を小牛田中学校に通学させておりました。滞納金額は、平成29年度から30年度までの学校給食費6万1,451円及び平成30年度から令和元年度までの住宅家賃96万101円であります。

これまでの相談により分割納付を容認してまいりましたが、不履行が多く自主納付による完納が見込めないと判断したことから、令和3年2月9日に支払い督促の申立てを行ったところであります。

その結果、被告から分割納付を希望するとして督促異議が令和3年3月1日に裁判所に提出されたため、支払い督促の申立てが訴えの提起とみなされ3月会議報告第20号で専決処分の報告をいたしたところでございます。

資料1の2、経過にございますように、令和3年4月13日、古川簡易裁判所で口頭弁論がありました。この場で裁判官から和解を薦められたことから、司法委員が立会い、分割納付の和解について被告と協議を行いました。しかし、家計の詳細が不明であったため、翌日令和3年4月14日に被告が徴収対策課に来庁し、生活状況を聞き取りまして毎月の分納金額が4万円ということにいたしました。

次に、資料2の和解案を御覧ください。

1に事件名、2に当事者名を記載してございますが、3番の和解内容でございます。（1）につきましては、被告の支払い義務についての項目であります。

2ページに詳細を記載しておりますが、滞納金額、支払日までの遅延損害金、申立手続費用の支払い義務を認めるという内容となっております。

（2）につきましては、和解成立期日の翌月から月々4万円を町に支払うといった内容です。

（3）は分納を2回以上怠り、かつその金額が8万円に達したときは、期限の利益を失うとしております。かつということで、2回以上、そして、8万円といった条件がございますが、例えば月2万円を2か月と行った場合には不履行金額は4万円となりますので、この場合はまだ期限の利益は損失しないと、そういった形になっております。

(4) (5)については記載のとおりでございます。

最後に、和解に応じたいとした点でございますが、2点ございまして、まず1点目は、最初に支払い督促を行った目的である債務名義を取得することができるという点であります。そして、2点目は、被告の生活状況を聞き取った結果、月4万円の金額は妥当な金額であると判断できると思われる点です。なお、今後、分納が不履行となった場合には、直ちに強制執行を申立て、債権の回収を図るという予定になっております。

説明は以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、以上とさせていただきます。

町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

続きまして、その他に入ります。

皆さんのほうに一般質問の組立方の解説1というのがございます。これは先日13日に新人研修で講師が配付したものです。山形県の県議長会の事務局長だった方が4月定年で、今、参事でおられる方の講師としての資料を配付した中にあった一般質問の組立方ということで、皆さんはベテランですから今、改めてこういったような新人議員研修に使ったようなものは必要ないかとは思いますが、改めて見ていただきましてこういうような組立てもあるんだということで、ぜひ6月会議においてはこの部分を生かしていただければと思ひまして事務局に配付していただきました。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局主事（高橋秀彰君） それでは、先ほどお配りした全国町村議会議員団体補償制度でございますけれども、議員さんに御案内する保険関係の制度、3つありますけれども、そのうちのけがに対する保険ということで例年と同じようなものになっております。一応今月いっぱい締切りとさせていただきたいと思ひますけれども、今加入されている方に関しては、特段連絡がなければ継続加入と、逆に今加入されていない方に関しては、特段連絡がなければ加入しないということで処理させていただきたいと思ひます。

こちらパンフレットの表面の真ん中ぐらいなんですけれども、退職後も継続して加入できる制度だということになりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

なお、掛金に関しては例年どおり、6月30日に支給される期末手当から引かせていただきました。

と思いますので、その点もあらかじめ御承知ください。

連絡は以上になります。

○議会事務局長（今野正祐君） それでは、私のほうからも1点ほど御連絡差し上げます。

明日、5月会議、よろしくお願いいたします。5月会議においてですが、例年のことですので皆さん、十分御理解いただいているかと思いますが、5月1日からクールビズ、これが全庁舎内で施行されております。明日の5月会議の議場内におきしても、議員皆様につきましてはクールビス対応、もちろん、職員側、執行部側もクールビス対応となりますので、上着の着用、それからネクタイの着用は求めないこととなりますので、その点、よろしくお願いいたします。ただ、求めないということだけで、ネクタイ、どうしてもするという方はそれは結構ですのでそれを妨げるものではございません。

なお、あと先週末から今週にかけまして議場の議員席側のほうですが、コロナ対策としまして飛沫防止用のシート、こちらを設置しております。5月会議が開催されるということで防災管財課のほうもできることはしようということでしたいただいた内容になっています。

ただ、議員席から議長席に向けての視野の部分ですが、ちょっとお互いに見にくいという場所もあるようです。これもひとつお願いなのですが、明日の会議での発言なんかにおきましては、お互い議長さんと議員皆様、よく発言するよということが分かるようにいつもより大きく手を挙げていただいてその辺のコミュニケーションを取っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ただいまクールビズの話が局長のほうから出ましたけれども、今日、県の議長会の中で、クールビズと言ったらタンクトップで出てきたような人がいたということで、常識の範囲でクールビズをやっていただければと思います。

皆さんのほうから何かございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了します。

副議長、お願いします。

○副議長（我妻 薫君） 何とか5時ちょっと過ぎで終わったようでございます。明日、5月会議ありますので、明日、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で終わります。御苦労さんでした。

午後5時07分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月18日

美里町議会議長